

平成29年

# 上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 平成29年第3回定例会

#### 第1号(9月13日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
吉川 洋の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	4
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	4
町長行政報告	5
教育長教育行政報告	5
同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	6
議案第19号 上砂川町多世代交流拠点施設設置条例の制定について	6
議案第20号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	7
議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	9
議案第22号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について	9
議案第23号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	9
議案第24号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)	10
認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	12
認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定について	12
決算特別委員会設置及び付託について	14
報告第3号 平成28年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	15
休会について	16
散会の宣告	16

#### 第2号(9月15日)

議事日程	17
会議録署名議員	17
開議の宣告	17

会議録署名議員指名について .....	17
一般質問 .....	17
小澤一文 .....	17
住民課長 斉藤昭彦 .....	19
教育次長 斉藤琢也 .....	19
数馬尚 .....	20
企画課長 浅利基行 .....	20
総務課長 米田淳一 .....	21
高橋成和 .....	22
住民課長 斉藤昭彦 .....	23
吉川洋 .....	24
企画課長 浅利基行 .....	24
越前等 .....	25
総務課長 米田淳一 .....	26
教育次長 斉藤琢也 .....	27
議案第19号 上砂川町多世代交流拠点施設設置条例の制定について（原案可決） .....	28
議案第20号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について（原案可決） .....	28
議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について（原案可決） .....	28
議案第22号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について（原案可決） .....	28
議案第23号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について（原案可決） .....	28
議案第24号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）（原案可決） .....	28
調査第3号 所管事務調査について（許可） .....	30
派遣第2号 議員派遣承認について（承認） .....	30
追加日程について .....	30
意見書案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書（原案可決） .....	30
意見書案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（原案可決） .....	31
意見書案第7号 核兵器禁止条約への調印・批准を強く求める意見書（原案可決） .....	33
閉会の宣告 .....	34

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.13	9.15
1	小 澤 一 文	○	○
2	越 前 等	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○
4	吉 川 洋	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	高 橋 成 和	○	○
9	大 内 兆 春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.13	9.15
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.13	9.15
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○

平成 2 9 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 3 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 0 2 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
9 月 1 3 日～9 月 1 5 日  
3 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（吉川議員）
  - 3) 例月出納検査結果報告（6・7・8 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
※ 同意第 2 号は即決とする。
- 第 7 議案第 1 9 号 上砂川町多世代交流拠点施設設置条例の制定について
- 第 8 議案第 2 0 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 9 議案第 2 1 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 1 0 議案第 2 2 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 1 1 議案第 2 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 1 2 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）

※ 議案第 1 9 号～第 2 4 号は、提案理由・内容説明までとする。

- 第 1 3 認定第 1 号 平成 2 8 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 1 4 認定第 2 号 平成 2 8 年度上砂川町水道事業会計決算認定について  
※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明までとし特別委員会に付託。
- 第 1 5 決算特別委員会設置及び付託について
- 第 1 6 報告第 3 号 平成 2 8 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

---

○会議録署名議員

8 番	高 橋 成 和
1 番	小 澤 一 文

---

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

---

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、高橋副議長、1番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月15日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。吉川議員。

○4番（吉川 洋） 平成29年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催をされましたので、ご報告をいたします。

平成29年8月21日午前10時より空知中部広域連合広域介護予防支援センター、世代間交流室において開催をされました。

議件、辞職第1号 議長の辞職について、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、議案第9号 監査委員の選任について、認定第1号 平成28年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成28年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第1号 平成29年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成29年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第3号 平成29年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成29年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 空知中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

結果でございますが、慎重審議の結果、議長に雨竜町議会大山口議長、副議長に歌志内市議会川野議長、監査委員に新十津川町議会山本議員がそれぞれ選任をされ、ほか全会一致、原案のとおり可決をされました。

詳しくは、議会事務局に資料がございますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（大内兆春） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成29年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願いますが、そのほかといたしまして民間賃貸住宅建設費補助制度の申請状況についてご報告を申し上げます。

民間賃貸住宅建設費補助制度につきましては、本年7月31日開催の全員協議会におきまして制度の趣旨及び概要につきましてご説明をいたしまして、8月7日から町ホームページにて公募をしたところであります。その結果、近隣の事業所2社から照会があり、中央地区に1棟8戸を、鶉本町地区に1棟8戸を建設したいとの意向が示され、それぞれ登録申請の提出が行われたところであり、中央地区1棟8戸につきましては建築確認申請も提出されております。また、同事業所からはさらに中央地区に1棟4戸の住宅の建設も検討したいとの申し出もあったところであり、この制度での公募戸数20戸としておりましたが、現段階において20戸に達する見込みとなっておりますことをご報告いたします。

なお、今後におきましては民間賃貸住宅入居促進を講ずるべく、施策やさらなる移住、定住対策として世帯向けの民間賃貸住宅建設促進施策についても検討してまいりたいというふうを考えておりますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

平成29年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付しております報告書のとおりであります。全国学力テストの結果につきましてご報告申し上げます。

資料ナンバー1をあわせてご参照願います。全国学力テストにつきましては、平成19年に全員参加方式で実施され、4回目となる平成22年から3割抽出方式に変更されましたが、平成25年からは全員参加方式で実施されております。本年度の調査につきましては、4月18日に小学校6年生と中学校3年生を対象に一斉に実施し、調査科目は国語、算数、数学が実施されたところです。

本町の調査結果につきましては、近年徐々にではありますが、改善傾向にあった中、昨年度の調査においてほとんどの科目で全国平均正答率を下回り、全国との差が再び広がってしまいましたが、本年度の調査においては小中学校とも全国との差が改善されました。特に中学校3年生においては、小学校6年生時の調査結果における全国との差が全ての教科において15ポイント程度低かったことから、学校などによる地道な努力により学力の底上げが図られたものと考えているところです。教育委員会としては、8月29日に臨時校長会議を開催し、小中学校に対し今回のテストの結果を分析し、児童生徒に合わせた指導や放課後等の個別指導を実施して学力向上を行うよう指導したところです。

また、学力テストにあわせ実施された児童生徒の生活実態を把握する児童生徒アンケート調査におきまして、ふだん1日当たりどのくらい家で勉強するのかとの問いに、小学校では1時間以上すると答えた児童は全国平均64.4%に対し、当町では70%と上回りましたが、中学校におきましては全国平均69.6%に対し、53%と下回っている状況



にあります。また、ふだん1日何時間テレビゲームなどをするのかとの問いに対し、中学校では3時間以上すると答えた生徒、全国平均21.4%に対し、当町は23.6%と全国平均レベルでしたが、小学校では全国平均が17.6%に対し、当町では50%と全国平均を大幅に上回っております。さらに、携帯電話やスマートフォンによる通話やメールをどのくらいするのかとの問いに対しましては、特に中学校において全国平均を大きく上回り、長時間行っているようです。これらのことから、家では勉強よりもテレビゲームやスマホでのメールを長時間する傾向にあることから、利用時間の抑制など家庭でのご協力、ご理解のもと、生活習慣の改善が必要と考えます。学力向上には、学校の授業はもとより、家庭での学習がとても重要でありますので、家庭学習の手引を活用させ、家庭学習の習慣化をさらに図り、今後においても教育委員会、学校、家庭が一体となって学力向上に努めてまいります。

本町としては、全国、全道平均に届かない教科は多いものの、改善傾向にあることから、今後も公設学習塾の利用促進や朝学習や放課後等における学習サポートの内容充実を図りながら、できることを着実に積み重ねていくことが重要であり、学校と連携しながらさらなる学力向上を図っていきたくて考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（大内兆春）** 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

---

**◎同意第2号**

**○議長（大内兆春）** 日程第6、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

**○町長（奥山光一）** ただいま上程されました同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任に

つき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、伊藤伸一氏が平成29年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町 [REDACTED]  
[REDACTED] 氏名、伊藤伸一。生年月日、[REDACTED]  
[REDACTED]。職業、無職。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（大内兆春）** 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

---

**◎議案第19号**

**○議長（大内兆春）** 日程第7、議案第19号 上砂川町多世代交流拠点施設設置条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 上砂川町多世代交流拠点施設設置条例の制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町多世代交流拠点施設設置条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、子供からお年寄りまで幅広い世代が気軽に立ち寄り、趣味や特技を生かしながら互いに学び、発想し合える場を提供することを目的に設置する上砂川町多世代交流拠点施設の利用に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、本年第1回定例会におきまして繰越明許費で予算計上いたしました国の地方創生拠点整備交付金を活用した多世代交流拠点施設の整備に伴い、施設の管理等に必要な事項を定めるため、本条例を整備するものであります。

資料ナンバー2をご参照願います。1の目的につきましては、子供からお年寄りまで幅広い世代が気軽に立ち寄り、趣味や特技を生かしながら互いに学び、発想し合える場を提供することにより、地域における居場所の創出及び町民が主体となった新たな事業展開の促進を図ることを目的として

おります。

2の名称及び位置であります。名称は上砂川町多世代交流拠点施設で、愛称につきましては広く町民等の意見を反映するため、広報への折り込みチラシやホームページなどで公募したところ、道外も含め67点の応募があり、この中から地域に長く親しまれる愛称として、まちの駅ふらっととしたところであり、位置につきましては旧消防庁舎西側の上砂川町字上砂川町30番地6であります。

3の利用料につきましては、特定の目的のため専用して利用する場合のみ徴収することとし、会議室については1時間当たり100円、カフェ・多目的スペースについては1時間当たり250円と町民センターなど他の公共施設と同様の単価設定としており、冬期間につきましてはそれぞれ40%から50%を加算するものであります。

4の休館日及び開館時間につきましては、毎週日曜日、木曜日及び年末年始を休館日とし、開館時間は午前10時から午後6時までとしたところがあります。

5の開設時期であります。6月に施設の新築工事に着手し、11月7日の開設に向け、準備を進めているところであり、オープン当日はオープニングセレモニーのほかにフルート、ピアノ、カホンの三重奏による記念演奏会を予定しております。

以上が主な内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第20号

○議長（大内兆春） 日程第8、議案第20号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に関

ついて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年3月11日議決）の一部を次のとおり変更するものとする。

提案理由といたしましては、平成29年度実施予定事業のうち、本計画登載事業を精査し、別紙のとおり計画の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、平成28年第1回定例会で議決いたしました上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものでございます。

本計画の変更手続に当たりましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、市町村計画全体に及ぼす影響の大きいものについて議会の議決を経ることとされており、このたびの変更については本文及び事業の追加に伴う計画の変更であることから、ご審議いただくべくご提案申し上げるところであります。

変更箇所でございますが、砂川地区保健衛生組合の一般廃棄物処理施設であるクリーンプラザくるくるの高速メタン発酵処理施設が供用開始から15年が経過し、老朽化が著しいことから、本年度長寿命化計画策定業務を委託し、来年度以降年次計画で施設を改修するため、組合に加入している市町が更新に係る負担金経費を過疎対策事業債の活用により実施することを予定していることか

ら、本町におきましても本計画の一部を変更するものであります。

それでは、本文に参ります。過疎地域自立促進市町村計画（変更）。区分、4、生活環境の整備。変更前（ページ・行）、25ページ4行から、（ア）、ごみ処理、本町のごみは、最終処分場の延命化やダイオキシン削減対策など、効率的な処理を図るため平成15年度から近隣市町とともに広域化による共同のごみ処理を行っており、処理しきれないごみについては各市町の管理型最終処分場で埋め立て処理を行っているが、最終処分場については設備等の老朽化が進んでおり補修等が必要である。

27ページ6行から、③、ダイオキシン削減対策やごみの効率的処理を図るため、一部事務組合等における広域ごみ処理の促進。

28ページ、事業名、（3）、廃棄物処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設。事業内容、一般廃棄物最終処分場補修工事、油圧ショベル更新、じんかい収集車更新、し尿収集車更新。事業主体、上砂川町、同、同、同。備考。

変更後（ページ・行）、25ページ4行から、（ア）、ごみ処理、本町のごみは、最終処分場の延命化やダイオキシン削減対策など、効率的な処理を図るため平成15年度から近隣市町とともに広域化による共同のごみ処理を行っており、供用開始から十数年経過していることから、計画的な改修が必要である。

また、処理しきれないごみについては各市町の管理型最終処分場で埋め立て処理を行っているが、最終処分場については設備等の老朽化が進んでおり補修等が必要である。

27ページ6行から、③、ダイオキシン削減対策やごみの効率的処理を図るため、一部事務組合等における広域ごみ処理の促進及び組合の一般廃棄物処理施設改修。

28ページ、事業名、（3）、廃棄物処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設。事業内容、一般廃

棄物最終処分場補修工事、油圧ショベル更新、じんかい収集車更新、クリーンプラザくるくる大規模改修工事負担金、し尿収集車更新。事業主体、上砂川町、同、同、組合、上砂川町。備考。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第21号 議案第22号 議案第23号

○議長（大内兆春） 次に、日程第9、議案第21号と日程第10、議案第22号及び日程第11、議案第23号は、関連がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第21号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてと日程第10、議案第22号 北海道市町村総合事務組規約の変更について並びに日程第11、議案第23号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第21号及び議案第22号並びに議案第23号について一括提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第21号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更する。

続きまして、議案第22号 北海道市町村総合事務組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組規約を次のとおり変更する。

続きまして、議案第23号 北海道町村議会議員

公務災害補償等組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組の規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合の名称変更に伴い、規約の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第21号、議案第22号並びに議案第23号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。

内容につきましては、提案理由にございますとおり、西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合の名称の変更に伴いまして、いずれの組合におきましても組織する団体に名称の変更が生じますので、規約の関係条文を改めるとともに、構成する各自治体の議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第21号でございます。北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第22号でございます。北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第23号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第772号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

#### ◎議案第24号

○議長（大内兆春） 日程第12、議案第24号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第24号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億210万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第24号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、18款諸収入40万5,000円の追加で、9,379万6,000円となります。

4 項受託事業収入40万5,000円の追加で、105万9,000円となります。

20款繰越金2,919万5,000円の追加で、6,368万5,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が2,960万円の追加で、29億210万円となります。

2、歳出、1款議会費16万円の追加で、4,272万4,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費1,353万円の追加で、2億613万7,000円となります。

1項総務管理費1,353万円の追加で、1億8,117万7,000円となります。

3款民生費331万2,000円の追加で、7億5,098万7,000円となります。

1項社会福祉費331万2,000円の追加で、6億5,830万6,000円となります。

4款衛生費150万円の追加で、2億3,169万3,000円となります。

2項清掃費150万円の追加で、1億513万3,000円となります。

8款土木費1,010万円の追加で、3億2,210万3,000円となります。

2項道路橋りょう費400万円の追加で、1億907万7,000円となります。

3項住宅費610万円の追加で、1億1,312万9,000円となります。

10款教育費99万8,000円の追加で、3億479万円となります。

4項社会教育費78万6,000円の追加で、877万4,000円となります。

5項保健体育費21万2,000円の追加で、1,456万1,000円となります。

歳出合計が2,960万円の追加で、29億210万円となります。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目議会費16万円の追加で、4,272万4,000円となります。休止していた議会だよりを発行するため、本年度においては第3回及び第4回定例会の発行経費として16万円を計上するものであります。

2款1項5目財産管理費706万円の追加で、3,261万1,000円となります。11節需用費、修繕料は旧タイプで修理部品がない光合金製の消火栓3基

について、消火活動を円滑に進めるため、移転新設経費として270万円、一昨年温泉行きのバスが全便減便になったことに伴い、利用されていない本町バス待合所を老朽化が著しい朝駒バス待合所に移転する経費として66万円、合計336万円計上するものでございます。13節委託料370万円の追加は、6月定例会で下鶉分譲団地調査及び基本計画、業務委託費を計上しており、事前の測量調査等に基づき下水道を整備するための実施設計経費として追加計上するものであります。

10目町民センター管理費15万円の追加で、1,694万3,000円となります。町民センター地下ボイラー室の排水ポンプの修繕であります。

11目地域振興費632万円の追加で、2,507万6,000円となります。資料ナンバー4をご参照願います。多世代交流拠点施設オープニングイベントであります。1の概要は多世代交流拠点施設のオープンを記念してオープニングセレモニー及び記念演奏会を実施するもので、2の実施内容であります。オープニングセレモニー及び記念演奏会を平成29年11月7日火曜日午後1時から多世代交流拠点施設内で行うもので、招待者は議会議員、町内関係機関、団体の招待者を予定しております。次第の1から5までのセレモニーを行い、終了後ピアノ、フルート、カホンによる記念演奏会を行います。また、同日午後5時30分から一般町民の方を対象とした記念演奏会を予定しております。なお、一般町民の方については50名程度を考えておりますが、整理券の配布状況によりましては会場を町民センターに変更することも検討しているところであります。3の予算経費であります。8節報償費17万5,000円の計上は演奏会出演料と施設の名づけ親賞の表彰経費で、11節需用費14万5,000円の計上は印刷製本費としてイベント周知用チラシで8万5,000円、消耗品3万円、食糧費3万円、合計32万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。15節工事請負費は、施設内にバックヤード、いわゆる物品庫がないた

め、スライディングウォールを設置し、間仕切りをするための経費として500万円を計上するもので、18節備品購入費につきましては除雪機とAEDの購入経費として100万円計上するものであります。

3款1項3目社会福祉施設費240万円の追加で、991万9,000円となります。11節需用費、修繕料は朝駒集会所の屋根の塗装が剥がれ、雪が落ちない状況にあることから、屋根塗装経費として240万円計上するものであります。

8目後期高齢者医療費91万2,000円の追加で、1億322万7,000円となります。後期高齢者健診の無料化及び健診項目の拡充により91万2,000円計上するものであります。

4款2項3目し尿処理費150万円の追加で、2,356万9,000円となります。11節需用費、修繕料はし尿収集車のエンジンが故障したため、修繕料として130万円計上するもので、14節使用料及び賃借料20万円の追加はし尿収集車の修繕期間中、修繕業務に支障を来すことがないように、収集車の借り上げ料を計上するものであります。

8款2項1目道路維持費400万円の追加で、1億907万7,000円となります。15節工事請負費は、町道各所雨水排水改修工事費として400万円を計上するものであります。

3項1目住宅管理費610万円の追加で、5,928万5,000円となります。11節需用費、修繕料610万円の追加は、用途廃止地区である東町改良住宅のアルミサッシなどが盗難の被害に遭ったことから、共同玄関及び窓のアルミ部分の撤去費として310万円、鶉若葉台地区で唯一水洗化になっていない昭和56年改良住宅1棟4戸の水洗化経費として300万円計上するものであります。

10款4項1目社会教育総務費78万6,000円の追加で、226万8,000円となります。多くの町民の皆さんに芸術鑑賞の機会を提供するため、本年度三味線コンサートを実施することとし、8節報償費で出演料71万5,000円、11節需用費でPR用ポス

ターチャシ印刷などの経費として7万1,000円計上するものであります。

5項2目体育施設費21万2,000円の追加で、1,152万9,000円となります。旧野球場トイレを除却し、道路を一部拡幅するに伴い、除却するトイレの便槽内の廃棄物を処理するための手数料として21万2,000円計上するものであります。

歳入に参ります。5ページであります。2、歳入、18款4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入40万5,000円の追加で、105万9,000円となります。後期高齢者健診の無料化及び健診項目の拡充として歳出で91万2,000円計上いたしましたが、追加分として同後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入として40万5,000円計上するものであります。

20款1項1目繰越金2,919万5,000円の追加で、6,368万5,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎認定第1号 認定第2号

○議長（大内兆春） 日程第13、認定第1号及び日程第14、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いい

たします。

初めに、認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成28年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

概要の1ページをお開き願います。平成28年度一般会計予算は、第6期総合計画に基づき経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成を行ったところであります。平成28年度においても特別職の人員費を町長18%、副町

長、教育長10%の削減を継続したところであります。積立金（基金）につきましては、経費の効率的運用や地方創生費補助金等の活用により対前年度末比較6,800万円ほどの基金積み立てが増額となり、平成28年度末基金残高は約24億8,000万円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましては、町税で前年度対比1,488万7,000円増の1億7,840万4,000円、地方交付税は前年度対比945万1,000円減の17億8,179万8,000円、国庫支出金は地方創生費補助金対象事業の減収があったものの、臨時福祉給付金給付事業の増収により前年度対比283万5,000円減の2億3,634万4,000円、繰入金は財政調整基金から8億円繰り入れし、公共施設等整備基金へ積み立てしたこと及び産業振興基金から誘致企業へ3,400万円を助成し、振興公社出資債の繰上償還の財源として減債基金から1億3,473万8,000円を繰り入れしたことにより前年度対比4億2,633万8,000円増の9億6,933万8,000円、町債は消防庁舎建設事業の減収により前年度対比3億4,318万8,000円減の3億3,556万4,000円となり、歳入総額で41億9,266万8,000円の決算となっております。

次に、歳出であります。人件費で職員の会計間異動及び新規採用による増と退職による減との相殺により前年度対比3,011万5,000円増の5億7,342万円、扶助費で障害者自立支援医療費等の増額により前年度対比2,308万5,000円増の3億2,319万6,000円、補助費等で砂川地区保健衛生組合負担金などの減額により前年度対比5,921万9,000円減の4億6,673万9,000円、繰出金で国保会計繰出金等の減額により前年度対比2,906万1,000円減の3億4,868万7,000円、投資的経費で消防庁舎建設事業等の減により前年度対比3億6,157万4,000円減の3億8,851万4,000円となり、歳出総額で40億8,665万6,000円の決算で、歳入歳出差し引きは1億601万2,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億100万7,000円となるも



のであります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成27年度で臨時財政対策債を含め80.9%でしたが、平成28年度では0.7ポイント減の80.2%となり、これは経常一般財源である歳出につきまして国保会計に対する繰出金の減少による影響、歳入につきましては普通交付税について前年度交付額が確保され、前年度比較481万9,000円の増額交付となりましたことから交付税への依存割合が高い当町としては、その動向による影響が大きく反映されております。

財政力指数につきましては、過去3カ年平均で11.8%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、平成28年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。各会計決算の表であります。一般会計では、歳入が41億9,266万8,000円、歳出で40億8,665万6,000円となり、差し引き1億601万2,000円となります。特別会計であります。4特別会計合計で歳入が6億5,227万4,000円、歳出で6億5,227万円となり、差し引き4,000円となるもので、全会計の合計で48億4,494万2,000円の歳入に対し、47億3,892万6,000円の歳出で、差し引き1億601万6,000円となったところであります。

なお、3ページ、4ページは各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほどごらんをいただきたくお願い申し上げます、説明といたします。

以上でございます。

**○議長（大内兆春）** 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎決算特別委員会設置及び付託について

**○議長（大内兆春）** 日程第15、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります堀内議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより、総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には吉川総務文教委員長、副委員長には越前総務文教副委員長をご指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第

98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用しますので、お忘れのないように必ずご持参願いたいと思います。

### ◎報告第3号

○議長（大内兆春） 日程第16、報告第3号 平成28年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告の理由を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第3号 平成28年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成28年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

平成29年9月13日

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第3号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー5をごらん願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比

率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計での実質収支は1億100万7,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等に係る一般財源額減によりまして、前年度より1.2ポイント減の10.3%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、全会計に係る公債費残高の減少によりまして、前年度より22.8ポイント減の0.0%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計と水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあるため、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましても昨年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬にこの暫定値につきまして公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に参ります。本文でございます。

1、財政健全化判断比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、10.3、0.00。早期

健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

(散会 午前11時02分)

2、資金不足比率(暫定値)。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第3号 平成28年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

---

#### ◎休会について

○議長(大内兆春) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日14日は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) 異議なしと認めます。

したがって、明日14日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、15日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いをいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(大内兆春) 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

平成 2 9 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 5 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 1 時 3 5 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について  
第 2 一般質問  
第 3 議案第 1 9 号 上砂川町多世代交流  
拠点施設設置条例の制定について  
第 4 議案第 2 0 号 上砂川町過疎地域自  
立促進市町村計画の一部変更につ  
いて  
第 5 議案第 2 1 号 北海道市町村職員退  
職手当組合理約の変更について  
第 6 議案第 2 2 号 北海道市町村総合事  
務組合理約の変更について  
第 7 議案第 2 3 号 北海道町村議会議員  
公務災害補償等組合理約の変更につ  
いて  
第 8 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度上砂川  
町一般会計補正予算（第 2 号）  
※ 議案第 1 9 号～第 2 4 号は、質  
疑・討論・採決とする。  
第 9 調査第 3 号 所管事務調査について  
第 1 0 派遣第 2 号 議員派遣承認について  
(追加日程)  
第 1 1 意見書案第 5 号 教職員の長時間労  
働是正を求める意見書  
第 1 2 意見書案第 6 号 道教委「新たな高  
校教育に関する指針」を抜本的に見  
直しすべての子どもにゆたかな学び  
を保障する高校教育を求める意見書  
第 1 3 意見書案第 7 号 核兵器禁止条約へ  
の調印・批准を強く求める意見書

○会議録署名議員

8 番 高 橋 成 和  
1 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただ  
いまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 3 回  
上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休  
会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員  
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定に  
よって、8 番、高橋副議長、1 番、小澤議員を指  
名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第 2、一般質問を行  
います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参  
っておりますので、順を追って許可してまいりた  
いと思います。

◇ 小 澤 一 文 議員

○議長（大内兆春） 1 番、小澤議員、ご登壇の

上ご発言願います。

○1番(小澤一文) 小澤でございます。通告に従い、一般質問いたします。

初めに、自転車の安全利用に向けた環境づくりに対する質問をいたします。自転車による事故が全国的に増加しています。これは、自転車利用が活性化する一方で、道路整備や交通ルールの徹底といった環境整備が進んでいないことにより事故がふえ続けているようです。また、最近での自転車の事故は特に対人事故がこれまでになく問題となっています。このため、本年5月には自転車活用推進法が施行され、本町においては交通安全を確保するとともに、本町の实情に応じた自転車を利用しやすい環境整備を進められるようになりました。

本町では、中学校の生徒に自転車による通学が認められています。私たちは、子供たちが安全に通学できるために通学路の整備や交通標識の整備などを確実に実施しなければなりません。当たり前ですが、決して整備不良による事故があってはなりません。しかしながら、一方では自転車の通行マナーのよくない生徒を時折見かけることも事実でございます。信号無視や並列走行は、とても危険な行為であります。学校での生徒への交通ルールや交通マナーの周知をいま一度徹底すべきと考えます。

また、冒頭述べたように最近の自転車事故は対人事故が多くなっています。加害者は自転車利用者側、被害者が通行人のケースです。特に高齢者に対する接触事故や衝突事故にあつては、重症化する傾向があります。さらに、高額な賠償金請求を求められるケースもあり、被害者の救済及び加害者の経済的負担の軽減につなぐことや自転車の安全利用に向けた意識啓発と環境づくりを促す必要があります。

私は、その一つとして自転車保険の加入について検討すべきと考えます。自転車を利用中に事故を起こした場合、相手の生命や身体被害につい

て損害を補償するもので、自転車事故による高額な賠償事例が相次ぐ中、自転車保険のニーズが高まっているようです。最近では、安価な掛金で補償額の高い商品が次々と出ていていると聞きます。

自転車保険は、歩行者が少ないとはいえ、高齢者の多い本町にあつては必要な備えになるのではないかと考えます。ひいては、自転車で通学する生徒に限らず、日常の生活の中で自転車を利用する児童生徒を対象に加入する必要はないでしょうか。私は、こうした取り組みによって自転車の安全利用の意識が高まり、事故のない町づくりにつながると考えます。ある自治体では、自転車を利用する全ての人に自転車保険加入を義務とした地域もあるそうですが、この自転車保険の加入についての所見を求めます。

次に、報道によると文部科学省は次期学習指導要領でICT活用による学習活動の充実が掲げられ、小学校高学年で2020年度にプログラミング教育が必修化されるとありました。本件は、コンピューターを動かすプログラムをつくることで論理的に考える力を養うことを大きな目的としています。本町は、今年度からタブレットを導入したICT教育がスタートしたところですが、このプログラミング教育は、子供たちの学習力の向上に全力で取り組む本町にとっては重要なカリキュラムになるのではないのでしょうか。

千葉県柏市では、早くから受け入れ準備に取り組んできたところ、プログラミング教育を今年度から先行実施しているそうです。全市立小学校の4年生を対象に授業を開始しており、子供たちが積極的にプログラミング教育を受け入れたことで今年度中に児童が作成したプログラミング作品コンテストを開催するほどになったそうです。本町も2020年度必修化に向け、ハード面、ソフト面ともにしっかりと準備をし、プログラミング教育を受け入れやすい環境をいち早く構築すべきと申し上げる次第であります。

一方、報道では教える側への支援も大きな課題

になるとしています。ICT支援員の確保や教員をサポートする体制整備が欠かせないとありました。ぜひとも教育現場が混乱することのないよう丁寧に取り組むこと、そしてきめ細やかな対応を要望いたします。つきましては、報道による情報ではありますが、現時点におけるこの直面する課題をどのように受けとめ、検討されておられるのか見解を求め、私の質問を終わります。

**○議長（大内兆春）** ただいまの1番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、斉藤住民課長。

**○住民課長（斉藤昭彦）** 1番、小澤議員の1件目のご質問、自転車保険の加入についてお答えいたします。

初めに、自転車の安全利用に向けた環境づくりについてであります。議員ご指摘のとおり、道路整備や交通ルールの徹底といった環境整備が進んでいないことにより全国的に自転車による交通事故が多発している状況にあり、整備不良による事故はあってはならないと思っております。一方、極めて身近な交通手段である自転車については、その活用が交通、環境、健康増進等において重要な課題であることに鑑み、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、本年5月に自転車活用推進法が施行され、国、都道府県及び市町村が適切に役割を分担し、実情に応じた施策を実施することとなっております。

次に、中学校の自転車通学の状況であります。自転車通学をする生徒は交通ルールのテストと業者による車両検査を受け、合格したものが認められ、現在53名が自転車通学し、その際に自転車保険の加入を勧めているところであります。ご指摘のありました通行マナー違反や危険行為につきましては、中学校においてDVDによる交通安全教室を実施しているところではありますが、今後におきましては交通ルールの遵守やマナーの徹底を図り、学校や警察などと協議しながら、より効果的な交通安全教室などを開催していきたいと考え

ております。

議員ご質問の自転車保険の加入についてありますが、幸いにも本町におきましては自転車事故による人身事故の報告は受けておりませんが、議員ご指摘のとおり全国的に、特に都市部において自転車による人身事故が多発し、高額な賠償金が発生するなど大きな社会問題となっており、自転車事故に対する備えは必要であると認識しておりますが、自動車も含め、強制的に自転車保険の加入義務化は難しいと考えておりますが、町広報や年4回発行しております交通安全新聞などを活用し、自転車の安全利用と自家用車の任意保険への加入を含め、自転車保険の加入について町民に啓発してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、1件目の答弁いたします。

**○議長（大内兆春）** 次に、斉藤教育次長。

**○教育次長（斉藤琢也）** 1番、小澤議員の2件目のご質問、2020年度プログラミング教育の必修化に向けてについてお答えいたします。

プログラミング教育につきましては、文部科学省より子供たちにコンピューターに意図した処理を行うよう指示することができるということを経験させながら、将来どのような職業につくとしても普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考などを育成するものとされております。

具体的には、小中学校において発達段階に応じて身近な生活でコンピューターが活用されていることやその役割を理解し、簡単なプログラムを作成することができるようにし、プログラミング体験を通して論理的な思考力を育てるよう新学習指導要領にうたわれており、平成32年度より小学校から順次指導要領に基づく学習が行われる予定であります。

本町におけるコンピューターなどICT機器を活用した学習の取り組みとして、本年度より各学校にタブレット型端末機を整備し、主に教育ソフトを活用した学習を展開しております。小学校で

は、タブレットを使った発表を行ったり、中学校においても体育の授業で自分のフォームを確認、修正させる手段として活用するなど子供たちの学力向上の一助として大いに利用されております。

プログラミング教育について、国からは新指導要領に基づく教科書を含めた具体的な指導内容は示されておらず、道においてはプログラミング的思考を身につけさせるための北海道における教育の情報化推進指針の素案が今月に入ってから示され、各市町村教育委員会に対し意見等の聴取を開始されたところで、具体的な指導方法については示されていないところであります。今後におきましては、高度化する情報化社会やICTを日常的に活用する生活が進む現状の中、子供たちが将来社会で活躍できるよう、プログラミング教育に対しても学校とともに情報収集に努め、それに応じた環境整備と教師のICTに対するスキルアップも重要であることから、北海道立教育研究所や空知教育センターなどが実施する各種研修会へ積極的に参加するよう働きかけ、平成32年度の必修化に向け、ハード面、ソフト面の環境整備を構築し、対応していくことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 数馬 尚 議員

○議長（大内兆春） 次、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 平成29年第3回定例会に当たり、私は平成28年度、そして平成29年度の2カ年にわたり町政執行方針の中で実施を検討するとした町内循環多目的バス等の運行について質問をさせていただきたいと思っております。

平成28年3月末で中央バス、砂川、上砂川岳温泉間の路線が廃止になりました。この路線は、単

に上砂川岳温泉の利用者だけでなく、中央地区以東に居住する方々の生活路線であり、また町立診療所に通院している方々やはるにれ荘、成寿苑に入所されている方々を看護する家族やお見舞い客などの足でもありました。

一方、町内全体の状況としてちょっと触れてみたいと思いますけれども、話は少し古くなりますが、平成26年11月に町社会福祉協議会が75歳以上の方々を対象に町政に何を望むかというアンケート調査を実施しましたが、除雪に次いで買い物が不便、そして交通が不便という回答が多く寄せられました。ことし8月、中央地区にローソンが出店し、周辺地域の方々は大変便利になりました。しかし、生鮮食品、衣料品などの買い物は砂川まで足を運ばなければなりません。

そこで、お伺いいたしますが、平成28年第1回定例会の町政執行方針の質問としてこの問題が取り上げられた際に、答弁として近隣市町においても循環バスや乗り合いタクシーなど地域の実情に合わせて導入されている事例があり、運行するに当たっては関係機関、団体と地域公共交通会議を設置する中で住民ニーズの把握とともに、運行路線や運行形態などの検討、協議をしていくとの前向きな考え方が示されました。それから1年6カ月が経過いたしますけれども、平成29年度も残すところ6カ月ほどとなってしまいましたが、その後この問題についてどう対応協議されているのかお伺いしたいと思います。

私が通院している町立診療所でも町の参考資料からも明らかなように受診者が毎年減って、最近では私が受診している間にほかの患者さんに出会わないこともあります。非常に難しい課題だとは承知しておりますけれども、いろいろ検討をさせていただいて、ぜひ前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの5番、数馬議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。浅利企

画課長。

○企画課長（浅利基行） 5番、数馬議員のご質問、町内循環多目的バス等の運行についてお答えいたします。

町内循環多目的バス等の運行については、平成28年第1回定例会において中央バスのダイヤ改正に伴い、利用実態の少ない温泉行きが廃止となり、通院や買い物などの利便性の向上や地域住民の足を守る観点により他市町でも循環バスや乗り合いタクシーが導入されている事例もあることから、関係機関、団体と任意の地域公共交通会議を設置し、検討、協議していききたい旨の答弁をしたところであります。

町内多目的バスの運行方法につきましては、公共交通機関の空白地帯を補完するシステムで、電話予約等による利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の1形態で、少数のジャンボタクシーや乗り合いタクシーによるサービスを提供するデマンド型交通システムや路線バスの空白地帯を迂回するコミュニティーバス等によるフィーダー輸送型など地域の実情に合わせてさまざまな形態でのシステムが各地で試行されていますが、この運行にあっては住民代表、利用者代表のほか、道、地方運輸局、道路管理者、警察、全交通事業者などによる法定協議会の設置が必要であります。循環バスや乗り合いタクシー等の運行につきましてもこの法定協議会で策定される地域公共交通網形成計画が必要であり、この交通網形成計画は地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもので、国が定める基本方針に基づき協議会を開催しつつ、交通事業者等と協議の上策定し、地域公共交通特定事業などさまざまな取り組みを記載することとなっております。これらの事業を行うことで交通事業者間の競合が考えられることから、路線や運行時間、運賃等について協議会での合意を得なければ独占禁止法に抵触するおそれや運輸局の許可を得ることも困難となることから、現在運

輸局と法定協議会に諮るべき事項等を協議しているところであります。

また、町外まで運行する場合には運行される市町及びそこで営業する交通事業者も法定協議会に参加し、全交通事業者の合意を得なければなりませんので、町内のみでの運行を前提に交通網形成計画の策定と法定協議会設置に向け、準備を進めているところであります。現在国においては、規制緩和についても検討しているところでありますが、いずれにいたしましても本町の場合、交通空白地域が余りなく、民間の路線バスがほぼ全域をカバーしており、デマンド型交通事業を実施した場合には既存の路線バスとの競合によりさらなる減便も想定されますので、競合しないようなルートを設定するなど新しい交通システムの構築に向け、法定協議会の中で検討し、実証実験の運行に向け、協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。数馬議員。

○5番（数馬 尚） ただいま非常に難しいというご答弁はよくわかりました。

そこで、1点のみ再質問をさせていただきたいと思いますが、このままの状況で推移いたしますと、これからも町立診療所の受診者はどんどん減っていくと思いますけれども、今後も外来機能はこのまま維持していくという考え方でよろしいか、1点お伺いしたいと思います。

○議長（大内兆春） 総務課長。

○総務課長（米田淳一） ただいまの数馬議員のご質問でございますけれども、確かに議員がおっしゃいますようにここ数年で町立診療所の受診者数、減少傾向にあるのは事実でございますけれども、その要因といたしまして砂川の市立病院、また町内ですと勤医協等への受診者が多いと、流れたという一面も確かにございますけれども、一概に交通手段等の減便によります減少というふう



は捉えておりませず、また医師の交代なども重なりましたことが1つの大きな要因というふうを考えておりますので、町といたしましては町の町立診療所を存続させるという方向で地域医療の確保に努めてまいったところでございます。また、これから先につきましても地域の医療に根差した医療を確保していくということで、医師の確保も含めまして存続に向けて努力していくという方向性に変化はございません。

以上です。

○議長（大内兆春） ただいまの米田課長の説明でよろしいですか。

○5番（数馬 尚） よろしいです。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 次、8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 平成29年第3回定例会に当たり、通告しております今後の空き家対策について質問をいたします。

全国的に倒壊等のおそれのある危険な空き家については問題視されており、国においては市町村が所有者に対し、改善指導や行政代執行等ができるよう空き家対策特別措置法が施行されました。しかし、これまで所有者が適正に管理できていない理由として経済的事情や高齢者施設への転居、また所有者の死亡により子供や親族がそれを相続しないケースが多いように見受けられます。

1点目、本町においては法施行後、これまで定められた判断基準をもとに対象建築物の調査をされていると思いますが、現在の町内の空き家の件数についてお伺いいたします。

また、その中に管理不全な状態で倒壊のおそれや建築資材の飛散等の被害報告を受けている特定空き家が一般住宅、事務所、工場も含め、どのくらいあるのかお伺いいたします。

2点目です。倒壊のおそれのある危険家屋につきましては、隣接して住宅があるところもあり、町内には生命の危険を感じながら不安な毎日を過ごされている町民の方々がございます。これから厳しい冬を迎えるに当たり、昨シーズンは過去最少の降雪量で危険を回避できましたが、過去に積雪7メートルを超える年もありましたし、積雪による建物の倒壊、さらには屋根からの雪庇の落雪や勾配屋根からの落雪により隣接した建物への損傷の被害報告、さらには通学路を見ましても危険な建物の苦情の報告が住民からあると思います。今後も空き家は増加傾向にあると考えますが、現在まで所有者や管理責任者への助言、通知、改善指導や有事の際の緊急の対応措置についてどのような対応を行ってきたかお伺いいたします。

3点目でございます。これまで中心部において、町づくり総合計画も含め、必要とされる土地において管理ができなくなり、倒壊のおそれのある建築物がある場合、その所有者との話し合いで建物、土地の権利を放棄し、無償譲渡するという条件のもと、普通財産の取得をして建築物の解体除却を行ってまいりました。今後も町において建設計画等の予定がある場合、特別な事例に限り、危険な建築物がある場所の資産の取得について、上砂川町空き家等の適正管理に関する条例及び規則に基づき施行していると理解しておりますが、放置していても町が対処してくれるのだろうなどという勘違いをされないようにしっかりとした認識を持っていただく必要があります、また町民に変な誤解を招かないようにしていく必要があると思います。今後の周知の方法等についての考え方を伺いいたします。

4点目でございますが、これまで危険な空き家について、本町においては町職員の指導の努力もあり、所有者が自主撤去を済ませているところもありますが、まだ問題解決に至っていない物件もかなりあると思われます。特別措置法が制定されてから全国の市町村においては、危険な空き家の

自主撤去を促すため、老朽危険空き家除却促進事業補助金など撤去費の一部を補助する自治体もあり、固定資産税においても危険な状態になった建物では税軽減措置をとめる市町村もふえています。町外居住の管理責任者の方から、これまでも解体の一部補助については住民課に問い合わせがあったかと思いますが、今後条例等を制定する考えがあるか伺います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。齊藤住民課長。

○住民課長（齊藤昭彦） 8番、高橋議員のご質問、今後の空き家対策についてお答えいたします。

初めに、本町の空き家対策につきましては、平成24年に制定した空き家等の適正管理に関する条例に基づき、空き家等の所有者の責務を明らかにするとともに、町民と地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図るため、管理不全な状態となった空き家等に対しては所有者等に適正管理を行うよう改善指導などに努めており、行政代執行を可能としております。また、一昨年全面施行されました空き家対策特別措置法につきましては、倒壊のおそれが高い住宅や衛生上、有害となるおそれがある住宅を特定空き家として認定し、立入調査や撤去、修繕の指導、勧告、命令ができ、勧告に従わないと固定資産税の優遇措置解除や行政代執行を可能としております。しかし、特別措置法による固定資産税の優遇措置の解除につきましては、住宅用地特例が解除され、最大で6倍となるものでありますが、本町の場合、地価が低いため効果は少ないものと考えているところであります。

議員ご質問の1点目、現在空き家の件数についてであります。現在確認しているのは66件であります。このうち、管理不全な建物は一般住宅が4件、事務所、店舗が4件、工場が3件となっております。

次に、2点目の現在までの所有者や管理責任者への助言、通知、改善指導や緊急対応措置につきましては、口頭指導が10件、通知が15件、緊急安全措置が5件となっており、所有者等へ連絡がとれない空き家で緊急を要する場合はビニールシートでの飛散防止や一部屋根の除雪、看板設置など町において安全対策を講じており、所有者等が判明した場合にはその所有者等へ請求をしております。

次に、3点目の条例に基づく解体等の執行に係る周知方法につきましては、議員ご質問にもございましたが、一部危険な建物について土地の無償譲渡を条件に町が解体除去を行った経過がありますが、空き家対策は所有者の責任において管理、除去することが原則でありますので、周知することにより誤解を招くおそれがあることから、周知をする予定はございません。

町外居住者から住民課への問い合わせにつきましては、町外居住者の管理責任者の方から住民課へ問い合わせがございましたが、この方は近隣住民から建築資材の飛散等の相談があった住宅所有者のご家族で、住宅の危険防止策を講じるようお願いしたところ、補助制度についての問い合わせがあり、本町には補助制度がないことを説明した上で住宅の解体を行っていただいたものであります。

次に、4点目の解体の一部補助の条例制定についてであります。近隣市町では一部の市町で実施しており、助成内容は除却費の20%から30%で上限は30万から50万円となっております。解体の一部補助の制度化につきましては、指導を受けるまで放置すれば補助金を受けることができるといったモラルハザードのおそれや老朽化しているが、危険でない建物と老朽化して危険な建物との線引きを明確に判断する専門的な見地が必要となりますことから、所在不明の所有者が多いことを鑑み、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答

弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 吉川 洋 議員

○議長（大内兆春） 次、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（吉川 洋） 平成29年第3回定例会におきまして、通告に基づき、誘致企業工場跡地の処理の現状について質問をいたします。

平成25年9月議会においても誘致企業工場跡地の処理について質問いたしました。その後一部については一時期整理を行ってまいりました。しかしながら、そのまま最後まで進まず、中途になっております。また、その他の工場跡については手がつけられておりません。鶉本町地区、朝駒地区、中町地区、また本町地区の旧シイタケ工場なども放置をされたままになっております。どれも今のままでは危険な建物となり、以前に指摘をしたように子供たちが入り込めるような危険な状態となっております。

朝駒地区の元縫製工場と軍手工場などは、町のホームページを見ますといまだに遊休施設の販売施設として案内がされております。特に旧アトリエ・エムについては一部が倒壊しており、販売をできるような状態ではございません。早急に何らかの措置が必要と思われれます。これらの工場跡の処理について現状どのようになっているのか、また今後町としてどのようにしようとして考えておられるのか、お考えをいただきたく質問といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 4番、吉川議員のご質

問、誘致企業工場跡の処理の現状についてお答えいたします。

誘致企業工場跡地の処理については、平成25年9月議会において議員よりご質問があり、旧若葉保育園と旧ボウリング場について、所有者に対し適正な管理や解体等の所有者の責務を求め、事故が発生しないよう対処するとの答弁をさせていただいたところです。その後、平成27年度にボウリング場のサインポールと旧若葉保育園の撤去が行われ、引き続きボウリング場についても解体工事が開始されましたが、現在は中断されている状況にあります。作業中断後、現場写真などにより危険な状態であることを知らせるとともに、作業の再開について内容証明郵便等で申し入れしているところではあります。回答がなく、作業再開には至っていない状況となっております。

工場跡地の処理にありましては、倒産企業の場合は管財人に後処理の申し入れをしておき、撤退企業の場合については企業に申し入れをしておりますが、返答がないなど大変苦慮している状況にあります。鶉本町地区の2社につきましては、所有者が死亡し、相続人も不明なことや競売による所有者の変更などにより所有権等の権利の確認が非常に難しい状況にあり、現在弁護士と相談をしながら対応しているところであります。

次に、中町地区と朝駒地区のシイタケ工場につきましては、町税等の督促や工場への不法侵入などがあったこともあり、建物管理の徹底を指導している状況であります。また、本町地区のシイタケ栽培棟につきましてはハウスの屋根が倒壊し、危険な状態にありますが、現在北海道信用保証協会に抵当権が移行しており、競売の手続がされているところではあります。買い手がついておらず、今後は保証協会の動向を見ながらその対応について検討してまいります。

また、朝駒地区及び中町地区の撤退した工場については、町のホームページにおきまして遊休施設の販売施設となっておりますが、これらの物件

につきましては施設そのものはそれぞれの所有者のものであり、購入希望者がいた場合に売買について協議に応じたい旨の意思表示があったことから、町ホームページに掲載し、所有者と購入希望者の取り次ぎを町において行うもので、町による販売でないことをご理解願います。

議員ご指摘のとおり、一部倒壊しており、危険な状態であると見受けられますので、今後においても管理が不適切な工場等につきましては町民や地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図るため、上砂川町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者に対し適正な管理や解体等を行うよう指導命令や明け渡し請求も視野に入れた手続を進めていきたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 越 前 等 議 員

○議長（大内兆春） 次、2番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（越前 等） 通告に基づき、一般質問をいたしますので、適切な答弁を求めます。

第1は、町の業務にかかわる臨時職員及び嘱託職員についてお伺いいたします。以前から官製ワーキングプア改善は、大きな問題となっています。自治体の正規職員は、行財政改革により年々削減され、臨時や嘱託などの非正規職員が増加しています。全国的には、窓口業務を初め、保育、給食、病院など多岐にわたり自治体の業務を支えています。

本年3月、政府は自治体非正規職員の待遇改善の地方公務員法改定案を閣議決定し、待遇改善に乗り出しました。改定内容に幾つかの問題点も指

摘されています。上砂川町における臨時職員及び嘱託職員についてお伺いいたします。

第1点は、町として雇用している臨時職員及び嘱託職員について、教育委員会も含め各課での男女及び年齢構成での人数、町職員全体における構成割合についてお伺いいたします。

臨時職員及び嘱託職員の雇用のここ数年の推移をお伺いいたします。あわせて、町が民間に委託している業務における雇用人数について、同様の状況についてお伺いいたします。

第2点は、臨時職員の一般事務などに対して支給している時間給の額についてお伺いします。支給している時間給は、管内と比較してどういうレベルにあるのかお伺いいたします。

第3点は、本来正規職員が行うべき公的業務を非正規の臨時及び嘱託職員により執行していますが、町としていわゆる官製ワーキングプアの待遇改善に向けてどのような取り組みを進めているのかお伺いいたします。

第4点は、国は2016年度から地方交付税総額削減のトップランナー方式による行政業務の民間委託などを推進するよう全国の自治体に求めています。国が地方に押しつけているトップランナー方式について、住民サービスの低下や官製ワーキングプアの増加、地方交付税削減を押しつけるものと各地の自治体の首長は批判しています。町としての認識、考えをお伺いいたします。

国のトップランナー方式に基づく対象業務等について、町としてどのような対応をしてきたのか、またこれからの対応についてもお伺いいたします。この結果、国からの地方交付税額の削減影響についてもお伺いいたします。

第2は、教育委員会関係について質問いたします。就学援助制度についてであります。6月議会において、小澤議員の一般質問と重複する部分がありますけれども、私なりの考えで質問させていただきますので、適切な答弁を求めます。

親の貧困、子供の貧困は大きな社会問題となっ

ています。上砂川での人口減少の対策において、子育て支援策は大変重要な課題です。町において厳しい財政のもとでいろんな支援を行っており、高く評価いたしております。国は、生活保護に準じる世帯、準要保護世帯に対し、義務教育無償の見地、さらに近年は親と子供の貧困対策からも就学援助制度の拡充を図っています。上砂川町において、援助制度の一層の拡充を求める立場から何点か質問いたします。

1点は、上砂川での準要保護世帯と子供の人数と、そのうち母子などひとり親世帯数などの現状についてお伺いします。母子などひとり親世帯数の推移についてお伺いします。

第2点は、要保護世帯に対する既に支給されているクラブ活動費、PTA会費、生徒会費について、道教育委員会の文書指示に基づき、各地では準要保護世帯に対しても支給していますが、上砂川では支給されているのかお伺いします。道教育委員会から支給に努めるよう文書が来ていると思いますが、お伺いします。支給していなければ、その理由と今後の対応についてお伺いします。

要保護及び準要保護世帯の児童生徒のクラブ活動参加状況についてお伺いします。小中学校それぞれのクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の実態をお伺いします。管内におけるクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の支給状況及び支給内容についてお伺いします。

第3点は、新入学児童生徒学用品費の支給時期についてであります。小学校や中学校に入学する際は、準備に多額の費用がかかり、親の負担は大変大きなものがあると思います。教育委員会において、小学校や中学校入学に当たっての準備に要する費用についてどのように認識、把握されているのかお伺いします。

国では、準備に伴う負担軽減から、交付要綱を改正してこれまでの児童または生徒に就学予定者を追加して入学前に支給できるようにしたとのことです。入学支度に当たっての保護者の負担の大

きさを思うとき、支給時期を早めてあげるべきではないでしょうか。道教育委員会から、このことについて文書通知及び説明がなかったのかお伺いします。このことを受けて町教育委員会の対応についてお伺いします。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 2番、越前議員の1件目のご質問、町の業務にかかわる臨時職員及び嘱託職員に関してについてお答えいたします。

初めに、本町で雇用している臨時及び嘱託職員についてであります。本年9月現在、季節的短時間雇用者等を含む臨時職員は63名、長期嘱託職員は25名で合計88名を雇用しており、男女別では男性が35名、女性が53名で、年齢構成別では20代から30代が19名、40代から50代が39名、60代が30名で、臨時、嘱託職員ともにその定年を原則65歳と定め、職員総数に占めるこれら臨時職員等の割合は約56%となっております。

また、雇用の推移であります。定年や自己退職に伴い、随時町広報等による公募でその補充を行うことで一定した雇用は確保しておりますが、職種によっては応募者または適任者がおらず、確保が難しい状況もあり、その際には通勤圏内の近隣市町にも門戸を広げ、業務に支障を来さぬよう確保に努めております。

町が民間に委託している業務の雇用人数とのことですが、医療施設や高齢者福祉施設、公共施設の管理、清掃、道路清掃、除排雪など、その業務の幅は大変広い中、例をとりますと指定管理者制度により運営している福祉医療センターでは各施設の配置基準に基づき合計で65人の職員が雇用されており、また役場庁舎や町民センターを初めとする各公共施設の管理、清掃業務等にあつては委託先において延べ11人を雇用し、日常業務に当たっております。

2点目のご質問の臨時職員の一般事務の時間給

であります。本町にあっては一般事務に従事する臨時職員は全て日額制で臨時筆耕として雇用しており、その賃金は本年9月現在、北海道の最低賃金786円を基準に日額単価で6,100円、時間給に換算しますと787円を支給しており、最低賃金を上回っております。また、賃金単価の設定につきましては、毎年10月1日を基準に国で改定される最低賃金を下回ることのないよう全職種において見直しを行い、10月分の支給賃金から反映させており、近隣では砂川市、歌志内市、奈井江町においても同一職種である臨時筆耕の賃金単価の根拠は最低賃金に準拠し設定されていることから、本町にあっては同レベルにあります。

次に、いわゆる官製ワーキングプアの待遇改善であります。一般的にワーキングプア層のボーダーラインと言われる年収は200万円以下とされる中、本年度本町の嘱託職員の平均年収は222万円強にあり、中には年金の一部受給者や配偶者の扶養に属する者もいる現状から、本町においてはワーキングプアの定義は当てはまらないと認識しており、これまでの間においても定期昇給や年次有給休暇の付与など処遇改善の取り組みを既に行っており、今後も継続してまいります。

最後に、4点目、普通交付税算定におけるトップランナー方式についてであります。議員のご質問にもありますとおり、歳出の効率化を推進する観点からアウトソーシングの推進等、トップランナー方式が平成28年度普通交付税の算定から導入されました。具体的には、小学校費、中学校費や包括算定経費など庁舎管理業務等9項目の基準財政需要額の単位費用の経費水準の見直しが行われたところであります。影響額につきましては、ただいま申し上げました9項目中、本町に影響する8項目で175万1,000円の影響があったところであります。

トップランナー方式に係る対応及び認識等についてであります。本町はこれまで行財政の健全化を図るため、庁舎清掃、夜間警備を初め、各種

業務につきまして民間委託等を既に実施しており、制度導入に対しての特段の対応は行っておりません。財政健全化の目標達成のため、トップランナー方式が導入されましたが、行政コストの差は人口や地理的条件など歳出削減努力による差によるところが大きく、本町のように民間委託が難しい業務等があり、一律の行政コスト比較はなじまないと考えております。町村会におきましても同様の趣旨により関係省庁等に対し、地域の実態を踏まえ、財政運営に支障が生じないように、さらに今後検討対象となるごみ収集やし尿収集、学校給食などの7業務についても町村の実態を十分に踏まえ、慎重に検討するよう要請活動を行っておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） 次に、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 2番、越前議員の2件目のご質問、就学援助制度についてお答えいたします。

本町における就学援助の対象につきましては、生活保護を受給している要保護世帯とそれに準じた基準により認定される準要保護世帯となっており、準要保護におきましては生活保護における収入基準額の1.3倍未満の収入世帯としております。

議員1点目の質問、本町における準要保護世帯数と子供の人数、そのうちひとり親世帯数の現況についてであります。現在準要保護世帯数は小中学校合わせて27世帯、該当児童生徒数は41人となっております。そのうち、ひとり親世帯数は18世帯であります。また、準要保護該当世帯におけるひとり親世帯数の推移につきましては、平成25年度は14世帯、26年度は15世帯、27年度は19世帯、28年度は17世帯となっております。

2点目の質問、準要保護世帯に対してのクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の支給についてであります。要保護、準要保護該当世帯の生徒のクラブ活動への参加者数は17人中5名となっております。また、中空知管内5市4町のうち、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を支給している

のは2市4町であります。本町における準要保護扶助費は、国の基準に準じた額を学校へ委任払いしており、小中学校ともPTA会費につきましてはその扶助費で賄っているものの、中学校における生徒会費とクラブ活動費につきましては実費徴収しております。クラブ活動に対しましては、各種大会参加費、交通費などを町で助成しており、またPTA会費についてもPTA連合会に対し補助金を支出し、全保護者の方の負担軽減も図っていることから支給を見送っているところがございます。

3点目の質問につきましては、本年第2回定例会における小澤議員の質問に対する答弁でも申し上げましたが、新入学児童生徒に対する入学準備金の入学前の支給に当たりましては、本年3月に文部科学省から各自治体の判断で入学する年度前に支給することは可能になったとの通知がありました。支給した後入学することなく町外に転出した場合や収入状況の確認方法などさまざまな課題があることから、今後におきましてはこれらの課題の整理や近隣市町の動向を注視するとともに、既に実施している町の実施方法や問題点などを参考に検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第19号 議案第20号 議案第21号  
議案第22号 議案第23号 議案第24号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第19号から日程第8、議案第24号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第19号 上砂川町多世代交流拠点施設設置条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 上砂川町多世代交流拠点施設設置条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第20号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第22号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第23号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第24号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたしま



す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第3号

○議長（大内兆春） 日程第9、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出どおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎派遣第2号

○議長（大内兆春） 日程第10、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第5号

○議長（大内兆春） 日程第11、意見書案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 教職員の長時間労働是正を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年9月15日

上砂川町会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 高橋成和 吉川洋  
本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第5号

教職員の長時間労働是正を求める意見書

文科省の2016年度「公立小中学校教員の勤務実態調査」結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達することが明らかになりました。また、同年の連合総研の調査においても、小学校72.9%、中学校86.9%の教員が「過労死レベル」となる超勤を行っている過酷な勤務実態が明らかになりました。これでは、教職員がゆとりをもって子どもたちに向き合い、子どもに寄り添った教育を行うことは困難です。この背景には、教育職員は「給特法」により労基法一部適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級など少人数学級・定数改善が行われていないこと、「学習指導要領」に規定される授業時数が多いことで日課が過密化しているこ

と、中学校の過熱化する部活動、加えて「全国学力・学習状況調査」の実施とそれに向けた「学力向上策」などが求められ教員一人ひとりの業務負担が著しく増加していること、など様々な要因があります。

こうした状況を受け文科省は、「学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界がある」として、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始されました。一方、政府の「働き方改革」においては、教職員は「給特法」により「労基法」の一部適用除外となっているとして、議論の対象外とされています。

「給特法」制定時の文部省「教員勤務状況調査」では、教員の時間外勤務は、週あたり小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均1時間48分で、これをもとに約4パーセント（月8時間程度）に相当するとして教職調整額が積算されましたが、現在は「給特法」制定当時と大きく異なり、超勤が無制限・無定量となっています。

現在、長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となっています。

以上のことから、次の事項について意見します。

#### 記

1. 教職員の長時間労働是正に向け、「給特法」の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。
2. 当面、現行「給特法・条例」下においては、道教委「修学旅行の引率業務に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超勤解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障など、教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。
3. 部活動を社会教育に移行するよう国に働きかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

上砂川町議会議長 大内 兆 春  
提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長。  
以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第6号

○議長（大内兆春） 日程第12、意見書案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について議題といたします。

3番、伊藤議員、ご登壇の上発言願います。

○3番（伊藤充章） 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年9月15日

上砂川町議会議長 大内 兆 春 様  
提出議員 伊藤 充 章  
賛成議員 数馬 尚 小澤 一文

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

#### 意見書案第6号

道教委「新たな高校教育に関する指針」を  
抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな  
学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加しました。2018～20年度の「公立高等学校配置計画案」でも再編・統合により40校42学級と大規模な削減になっています。

「配置計画」で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、「通学費・制服代・教科書代」補助などの制度を実施や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校を存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

昨年度道教委は、「新たな高校教育に関する指針」の見直しについて検討し、10月に「『新たな高校教育に関する指針』検討報告書」を公表しま

した。しかし、「検討報告書」は依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進めることを基本」としており、地域の要望や実態を全くふまえたものとなっていません。道教委は、この「報告書」にもとづき来年3月までに「新しい指針」を作成するとしています。これまでの「指針」の問題点を改めず、これまで同様に1学年4～8学級を「望ましい学校規模」、1学級40人に固執すれば、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

#### 記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している「新しい指針」については、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。
2. 高校の学級定員を引き下げること。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもた

ちも制度の対象とすること。

4. 地域の高校を存続させるため「地域キャンパス校」については、道教委が検討している「2年連続20人を下回った場合は統廃合する」とする「基準の改悪」をしないこと。また、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

上砂川町議会議長 大内 兆 春  
提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長。  
以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第7号

○議長（大内兆春） 日程第13、意見書案第7号 核兵器禁止条約への調印・批准を強く求める意

見書について議題といたします。

2番、越前議員、ご登壇の上発言願います。

○2番（越前 等） 核兵器禁止条約への調印・批准を強く求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年9月15日

上砂川町議会議長 大内 兆 春 様

提出議員 越 前 等

賛成議員 数 馬 尚 伊 藤 充 章

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第7号

核兵器禁止条約への調印・  
批准を強く求める意見書

今年7月ニューヨークで開催された国連会議で採択された核兵器禁止条約は、被爆者と世界の諸国民に大きな希望を与えました。被爆者が国連会議で「この日を70年以上待ち続けていました」と声を詰まらせた姿は、共感と感動を広げています。

禁止条約は世界の英知が結実しています。前文で「ヒバクシャ」や核実験被害者の「容認しがたい苦難と損害」を特記しました。条約は、被爆者とともに核兵器全面廃絶へ進める強い意志を示したものです。

国連加盟国の6割以上の賛成で採択されたことは、核兵器を違法化する新たな規範を確立したことを意味します。条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国にも政治的・道義的な拘束を迫るものです。

圧倒的な国際世論をつくりだし、核兵器保有国とその同盟国に迫っていくことが「核兵器のない世界」へ大きな一歩進めていく力となります。

9月20日に条約の署名が始まります。今後は調印と批准のスピードが注目されます。核兵器保有国とその同盟国のそれぞれにおいて、核兵器完全禁止をめざす世論を多数とし、禁止条約への参加に向けての運動へと発展させていくことが求めら

れます。

(閉会 午前11時35分)

被爆国である我が国日本において条約への批准を、国際社会は注目しており世界の人々から待ち望まれています。

よって、国会及び政府において、一刻も早く核兵器禁止条約を批准・調印することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日

上砂川町議会議長 大内 兆 春

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上であります。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 核兵器禁止条約への調印・批准を強く求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議された案件につきましては、全て終了いたしましたので、平成29年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大内 兆 春

署名議員 高橋 成 和

署名議員 小澤 一 文